

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
委託者:ユーザ(以下「甲」という。)と受託者:ベンダ(以下「乙」という。)とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約(以下「本契約」という。)を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。	委託者:ユーザ(以下「甲」という。)と 受託者:ベンダ(以下「乙」という。)とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務(以下「本件業務」という。)の委託に関して、次のとおり基本契約書(以下「本契約」という。)を締結する。	発注者 (以下甲という)と 受注者 (以下乙という)とは甲の〇〇〇ソフトウェア(以下対象ソフトウェアという)の開発に係る業務を甲が乙に委託することに関し、以下のとおり契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとします。
平成 年 月 日 (甲) (乙)		平成 年 月 日 (甲) (乙)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
(契約の目的)	(契約の目的)	第1条(目的)
第1条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。	第1条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発に係る業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。	甲は、本契約に定める条件で、対象ソフトウェアの開発に係る業務(以下対象ソフトウェア開発という)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。
(定義)	(定義)	
第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。	第2条 本契約で用いる用語の意義は、次のとおりとする。	
① 本件ソフトウェア	① 本件ソフトウェア	
本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア	本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など個別契約において定めるもの	
② 要件定義書	② 要件定義書	
本件ソフトウェアの機能要件(甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。)及び非機能要件(機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。)をとりまとめた文書	本件ソフトウェアの機能要件(甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。)及び非機能要件(機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。)をとりまとめた文書	
③ 外部設計書	③ 外部設計書	
要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書	要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書	
④ システム仕様書	④ システム仕様書	
要件定義書及び外部設計書(但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。)	要件定義書及び外部設計書	
⑤ 中間資料	⑤ 中間資料	
本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの	本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの	
⑥ 第三者ソフトウェア	⑥ 第三者ソフトウェア	
第三者が権利を有するソフトウェア(但し、FOSSを除く。)	第三者が権利を有するソフトウェア(サーバ用OS、クライアント用OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDBなどを含む。)であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの(但し、FOSSを除く。)	
⑦ FOSS	⑦ FOSS	
フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア	フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア	
⑧ 要件定義	⑧ 要件定義	
共通フレーム2007の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当する	共通フレーム2007の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当する	
⑨ 外部設計	⑨ 外部設計	
共通フレーム2007のシステム要件定義に相当するもの	共通フレーム2007のシステム要件定義に相当するもの	
⑩ 内部設計	⑩ 内部設計	
共通フレーム2007のシステム方式設計に相当するもの	共通フレーム2007のシステム方式設計に相当するもの	
⑪ システム結合	⑪ システム結合	
共通フレーム2007のシステム結合に相当するもの	共通フレーム2007のシステム結合に相当するもの	
⑫ システムテスト	⑫ システムテスト	
共通フレーム2007のシステム適格性確認テストに相当するもの	共通フレーム2007のシステム適格性確認テストに相当するもの	
⑬ 導入・受入支援	⑬ 導入・受入支援	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
共通フレーム2007のソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援に相当するもの	共通フレーム2007のソフトウェア導入、ソフトウェア受入支援に相当するもの	
⑭ 運用テスト	⑭ 運用テスト	
共通フレーム2007の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するもの	共通フレーム2007の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するもの	
	■⑮ 電磁的記録	
	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの■	
	■(電磁的記録の利用)	
	第2条の2	
	本契約の他の規定において、書面により行わなければならないとされているものについては、当該規定にかかわらず、書面により行うことに代えて、個別契約に定める方法で当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。但し、個別契約又は変更契約の締結のために作成する文書その他当該書面に記名押印をなすべきものとしている場合には、この限りではない。■	
(適用範囲)	(適用範囲)	
第3条 本件業務は、第14条の要件定義作成支援業務、第19条の外部設計書作成支援業務(第19条においてB案を選択する場合は「外部設計書作成業務」、第24条のソフトウェア開発業務、第30条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務(以下「個別業務」という。)には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。	第3条 本件業務は、第14条の要件定義作成支援業務、第19条の外部設計書作成(支援)業務、第24条のソフトウェア開発業務、第30条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務(以下「個別業務」という。)には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。	
2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。	2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、係る合意事項の変更は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。	第4条(完全合意) 本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします。
(個別契約)	(個別契約)	第2条(個別契約)
第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。	第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、書面により、個別契約を締結する。	1. 対象ソフトウェア開発は、第7条に定める要件定義・設計サービス、第12条に定める構築サービス、第20条に定める運用準備・移行サービスの全部または一部から構成されるものとし、甲および乙は、別段の合意のない限り、各サービスにつきそれぞれ「要件定義・設計サービス契約書」、「構築サービス契約書」および「運用準備・移行サービス契約書」(以下これらの契約を個別契約という)を締結するものとします。なお、個別契約では、以下の各号の取引条件を定めるものとします。
① 具体的作業内容(範囲、仕様等)	① 具体的作業内容(範囲、仕様等)	(1)各サービスの前提となる甲の資料の特定 (2)各サービスにおける対象作業範囲の明細
② 契約類型(請負・準委任)	② 契約類型(請負・準委任)	
③ 作業期間、 作業工数(作業量) 又は納期	③ 作業期間又は納期	
④ 作業スケジュール	④ 作業スケジュール	(4)作業スケジュール
⑤ 甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)	⑤ 甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)	(3)甲および乙の役割分担
⑥ 連絡協議会の運営に関する事項	⑥ 連絡協議会の運営に関する事項	
⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)	⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)	(6)乙の作業のために甲が貸与および使用許諾すべきドキュメント、機材およびソフトウェア等の明細 (5)乙の作業実施場所、その他の作業環境に関する事項
⑧ 作業環境	⑧ 作業環境	
⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所	⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所	(7)乙の甲に対する納入物品の明細、納入期日、納入場所
⑩ 委託料及びその支払方法	⑩ 委託料及びその支払方法	(9)対価および支払条件
⑪ 検査又は確認に関する事項	⑪ 検査又は確認に関する事項	(8)受入検査および検収条件につき特に定める事項
	⑫ ■電子メールの送付先、電磁的記録を格納する機器等その他第2条の2(電磁的記録の利用)に基づく甲乙間の電磁的記録の利用に必要な事項	
⑫ その他個別業務遂行に必要な事項	⑬ ■ その他個別業務遂行に必要な事項	(10)その他必要な事項
2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。	2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。	2. 個別契約には、本契約の各条項が共通に適用されるものとしますが、個別契約で、本契約と異なる定めをした場合には、個別契約が本契約に優先するものとします。

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
(委託料及びその支払方法)	(委託料及びその支払方法)	
第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。	第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。	
(作業期間又は納期)	(作業期間又は納期)	
第6条 各個別業務の作業期間、 作業工数(作業量) 又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。	第6条 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。	
(再委託)	(再委託)	第26条(再委託)
第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の 全部又は一部 を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。	第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。	乙は、本契約および個別契約に基づき受託した対象ソフトウェア開発の全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、乙は当該再委託先に対して、第30条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。 また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(但し、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く。)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。	2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。	
3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。	3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。	
4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。	4. 乙は、再委託先の履行について甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。	
第2章 本件業務の推進体制	第2章 本件業務の推進体制	
(協働と役割分担)	(協働と役割分担)	第3条(契約の履行)
第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。	第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。	甲および乙は、対象ソフトウェアの完成は、甲、乙両者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に本契約および個別契約で定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対しても誠意をもって協力するものとします。
2. 甲乙双方による共同作業及び各自の 分担作業は、各個別契約 においてその詳細を定めるものとする。	2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約において定める。	
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。	3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、係る遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。	
		第2章 対象ソフトウェア開発の推進体制
(責任者)	(責任者)	第5条(開発推進体制)
第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。	第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。	1. 甲および乙は、本契約締結後すみやかに、対象ソフトウェア開発の履行のための連絡、確認を行う主任担当者およびその他の開発推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとします。 2. 甲および乙は、対象ソフトウェア開発に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。
2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。	2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。	3. 甲および乙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとします。

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。	3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。	
① 第17条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任	① 第17条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任	
② 第22条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任	② 第22条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任	
③ 第27条所定の検査仕様書の確定を行う権限及び責任	③ 第27条所定の検査仕様書の承認を行う権限及び責任	
④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を行う権限及び責任	④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を行う権限及び責任	
⑤ 第35条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任	⑤ 第33条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任	
⑥ 第36条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求する権限及び責任	⑥ 第34条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求する権限及び責任	
⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限	⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限	
⑧ 第48条及び第49条所定の第三者ソフトウェア及びFOSSの採否を行う権限及び責任	⑧ 第48条及び第49条所定の第三者ソフトウェア及びFOSSの採否を行う権限及び責任	
⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任	⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任	
4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。	4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。	
① 第14条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任	① 第14条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任	
② 第19条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任	② 第19条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任	
(③ 第27条の検査仕様書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任)	(③ 第27条の検査仕様書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任)	
④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を求める権限	④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を求める権限	
⑤ 第35条所定の中間資料の承認を求める権限	⑤ 第33条所定の中間資料の承認を求める権限	
⑥ 第36条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を書面で受ける権限	⑥ 第34条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を直ちに書面で受ける権限	
⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限	⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限	
⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任	⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任	
5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。		
6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。	5. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。	
(主任担当者)	(主任担当者)	
第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。	第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。	
2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。	2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。	
3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。	3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。	
4. 甲及び乙は主任担当者複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。		
(業務従事者)	(業務従事者)	第24条(乙の一般義務)
第11条 本件業務に従事する乙の従業員(以下「業務従事者」という。)の選定については、乙が行う。	第11条 本件業務に従事する乙の従業員(以下「業務従事者」という。)の選定については、乙が行う。	
2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。	2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。	4. 乙は、対象ソフトウェア開発に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとします。
3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。	3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。	1. 乙は、対象ソフトウェア開発を実施するうえで甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。
(連絡協議会の設置)	(連絡協議会の設置)	第6条(定期協議会等の開催)

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。</p>	<p>第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第35条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。</p>	<p>1. 甲および乙は、本契約が終了するまでの間、対象ソフトウェア開発の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他対象ソフトウェア開発の推進のために必要な事項を協議するため、定期的に協議会(以下定期協議会という)を開催するものとします。なお、定期協議会の開催の頻度については両当事者が別途協議のうえ定めるものとします。</p>
<p>2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に行うものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。</p>	<p>2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に行うものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。</p>	<p>2. 前項の定期協議会のほか、甲および乙は必要に応じ両者の協議会を行うことを相手方に要求できるものとします。</p>
<p>3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p>	<p>3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p>	<p>3. 乙は、必要に応じて、対象ソフトウェアの直接利用者等、必要な甲の従業員を定期協議会および前項の協議会に出席させるよう甲に対し要請することができるものとし、甲はこれに応じるものとします。</p>
<p>4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。</p>	<p>4. 甲及び乙は、連絡協議会において本件業務の進捗状況を確認するとともに、別途甲乙合意する事項を必要に応じて協議し、決定された事項並びに継続検討とされた事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。</p>	
<p>5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。</p>	<p>5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。</p>	
<p>6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から〇日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から〇日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。</p>	<p>6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、原則として連絡協議会の開催日から〇日以内に書面により議事録の原案を作成し、これを甲に提出する。甲は、これを受領した日から〇日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。</p>	
<p>7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。</p>	<p>7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項並びに継続検討とされた事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。</p>	
<p>(プロジェクトマネジメントの責任)</p>	<p>(プロジェクトマネジメントの責任)</p>	
<p>第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、甲がその責任を負うものとする。</p>	<p>第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、甲がその責任を負うものとする。</p>	
<p>2. 甲が、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲のプロジェクトマネジメントに必要な協力を行うものとする。</p>	<p>2. 甲が、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲のプロジェクトマネジメントに必要な協力を行うものとする。</p>	
<p>第3章 本件業務</p>	<p>第3章 本件業務</p>	<p>第3章 要件定義・設計サービス</p>
<p>第1節 要件定義作成支援業務</p>	<p>第1節 要件定義作成支援業務</p>	
<p>(要件定義作成支援業務の実施)</p>	<p>(要件定義作成支援業務の実施)</p>	<p>第7条(要件定義・設計サービス)</p>
<p>第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。</p>	<p>第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。</p>	<p>要件定義・設計サービスは、甲の提示する業務要件を前提として、対象ソフトウェアを構築するための仕様書(以下システム仕様書という)の作成を目的としたサービスとし、要件定義・設計サービスにおける乙の作業形態は、次の各号のいずれかによるものとします。 (1) 甲が主体として行うシステム仕様書作成作業に対し、乙が必要な支援作業を実施する形態(以下委任型という) (2) 必要な甲の支援を得て、乙が主体としてシステム仕様書作成作業を実施する形態(以下請負型という)</p>

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。	2. 要件定義作成支援業務は、乙が、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行う準委任形態のサービスとする。	
(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)	(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)	第8条(要件定義・設計サービスに係る個別契約の締結)
第15条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。	第15条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。	甲が要件定義・設計サービスを乙に委託する場合、甲および乙は要件定義・設計サービスに関する第2条記載の取引条件の他、前条に定めるいずれの作業形態によるかを協議のうえ決定し、要件定義・設計サービスに係る個別契約を締結するものとします。
(要件定義検討会)	(要件定義検討会)	
第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会(以下本節において「要件定義検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。	第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議(以下本節において「要件定義検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。	
2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。	2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。	
(要件定義書の確定)	(要件定義書の確定)	
第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「要件定義書の点検期間」という。)内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。	第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「要件定義書の点検期間」という。)内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。	
2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。	2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。	
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	
(業務の終了・確認)	(業務の終了・確認)	
第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。	第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか早い時点から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。	
2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。	2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の点検期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。	
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。	3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。	
4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	
5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。	5. 乙は、要件定義書の確定前に作業期間の満了又は作業工数(作業量)分の作業実施完了の可能性がある場合は、事前に甲に通知のうえ、作業期間又は作業工数(作業量)の変更の要否について協議するものとする。協議の結果、作業期間又は作業工数(作業量)を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	
第2節 外部設計書作成(支援)業務	第2節 外部設計書作成(支援)業務	
【A案 準委任の場合】(第19条～第23条)	【A案 準委任の場合】	
【A案】		
(外部設計書作成支援業務の実施)	(外部設計書作成支援業務の実施)	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>第19条 乙は、第20条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス(以下「外部設計書作成支援業務」という。)を提供する。</p>	<p>第19条A 乙は、第20条所定の個別契約を締結の上、第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス(以下「外部設計書作成支援業務」という。)を提供する。</p>	
<p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。</p>	<p>2. 外部設計書作成支援業務は、乙が、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行う準委任形態のサービスとする。</p>	
<p>【A案】 (外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)</p>	<p>(外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)</p>	
<p>第20条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>第20条A 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	
<p>【A案】 (外部設計検討会)</p>	<p>(外部設計検討会)</p>	
<p>第21条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第12条所定の連絡協議会(以下本節において「外部設計検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。</p>	<p>第21条A 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第12条所定の連絡協議会(以下本節において「外部設計検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。</p>	
<p>2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p>	<p>2. 乙も、外部設計支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p>	
<p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。</p>	<p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。</p>	
<p>【A案】 (外部設計書の確定)</p>	<p>(外部設計書の確定)</p>	<p>第9条(システム仕様書の確定)</p>
<p>第22条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「外部設計書の点検期間」という。)内に外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行うものとする。</p>	<p>第22条A 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「外部設計書の点検期間」という。)内に外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行うものとする。</p>	<p>1. 前条において委任型を選択した場合、当該個別契約に定める役割分担、作業スケジュールに従い、甲は乙の支援を得てシステム仕様書を作成し、これを乙に提出して確認を得るものとします。 2. 前条において請負型を選択した場合、当該個別契約に定める役割分担、作業スケジュール等に従い、乙は甲の支援を得てシステム仕様書を作成し、これを当該個別契約に定めるその他の納入物品とともに甲に提出して確認を得るものとします。なお、乙は、甲乙協議のうえ必要と認められる場合、対象ソフトウェアの直接利用者等必要な甲の従業員に対して、システム仕様書の概要、機能等を説明することができるものとします。</p>
<p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p>	<p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p>	<p>3. 前各項の確認により両者がシステム仕様書の内容を了承した場合、当該システム仕様書は確定したものとし、それぞれの主任担当が当該システム仕様書に記名押印することをもって、その確定を確認するものとします。</p>
<p>3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。</p>	<p>3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。</p>	
<p>【A案】 (業務の終了・確認)</p>	<p>(業務の終了・確認)</p>	<p>4. 甲が構築サービスを乙に委託する場合、前項により確定されたシステム仕様書を、構築サービスにおける対象ソフトウェア開発の前提となるシステム仕様書とするものとします。</p>
<p>第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p>	<p>第23条A 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか早い時点から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p>	<p>第10条(検収) 要件定義・設計サービスの検収は、次の各号のとおりとします。 (1)第8条において委任型を選択した場合 乙は、個別契約に定める支援作業の終了後、すみやかに、当該作業の内容をとりまとめ、所定の実施終了報告書により支援作業の終了を甲に報告するものとします。甲は当該実施終了報告書受領後すみやかに、その内容についての確認を行い、異議がない場合には、当該実施終了報告書に記名押印し、乙に対する検収を完了するものとします。甲が当該実施終了報告書に記名押印しない場合であっても、当該実施終了報告書受領後○日以内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって乙に対する検収が完了したものとします。</p>

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「外部設計書作成支援業務終了の 確認 期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。	2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「外部設計書作成支援業務終了の点検期間」という。)内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。	
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。	3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。	
4. 外部設計書作成支援業務終了の 確認 期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の 確認 期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	4. 外部設計書作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	
5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合は、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。	5. 乙は、外部設計書の確定前に作業期間の満了又は作業工数(作業量)分の作業実施完了の可能性がある場合は、事前に甲に通知のうえ、作業期間又は作業工数(作業量)の変更の要否について協議するものとする。協議の結果、作業期間又は作業工数(作業量)を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	
		第11条(責任) 要件定義・設計サービスにより作成されたシステム仕様書に関する乙の責任は次の各号のとおりとします。 (1)第8条において委任型を選択した場合 乙の責任は、個別契約に定める支援作業を甲のために最善の努力をもって実施することに限られ、かかる実施がなされた限り、乙はシステム仕様書の内容につき責任を負わないものとします。
【B案 請負の場合】(第〇条～第〇条)	【B案 請負の場合】	
【B案】 (外部設計書作成業務の実施)	【B案】 (外部設計書作成業務の実施)	
第〇条 乙は、第〇条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。	第19条B 乙は、第20条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。	
2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。	2. 前項の業務は請負形態で行われるものとする。乙は、外部設計書作成業務の実施に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。	
【B案】 (外部設計書作成業務に係る個別契約の締結)	【B案】 (外部設計書作成業務に係る個別契約の締結)	
第〇条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。	第20条B 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。	
【B案】 (外部設計検討会)	【B案】 (外部設計検討会)	
第〇条 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第12条所定の連絡協議会(以下本節において「外部設計検討会」という。)を開催し、甲はこれに参加するものとする。	第21条B 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第12条所定の連絡協議会(以下本節において「外部設計検討会」という。)を開催し、甲はこれに参加するものとする。	
2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。	2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。	
3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。	
【B案】 (外部設計書の納入)	【B案】 (外部設計書の納入)	
第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、 外部設計書を外部設計書検収依頼書(兼納品書)とともに甲に納入する。	第22条B 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書及び外部設計書検収依頼書(兼納品書)を甲に納入する。	
【B案】 (外部設計書の承認及び確定)	【B案】 (外部設計書の承認及び確定)	第10条(検収)

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>第〇条 甲は、個別契約において定める期間(以下「外部設計書の点検期間」という。)内に外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p>	<p>第23条B 甲は、個別契約において定める期間(以下「外部設計書の点検期間」という。)内に外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書並びに第21条B所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第17条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p>	<p>(2)第8条において請負型を選択した場合 甲は、納入物品の納入後〇日以内に、甲が示した業務要件との整合性を検査し、当該業務要件を充たしていることを確認した場合には、両者で協議のうえ定める検査合格書に甲の主任担当者が記名押印を行ったうえで、これを乙に交付するものとします。甲が検査合格書を交付しない場合であっても、検査期間内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって検査が合格したものとします。なお、検査合格をもって、甲の検収は完了するものとします。</p>
<p>2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。</p>	<p>2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。</p>	
<p>3. 前2項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとす。</p>	<p>3. 前2項による甲の承認をもって、外部設計書は確定し、外部設計書の検収完了とする。</p>	
<p>【B案】 (瑕疵担保責任)</p>	<p>(瑕疵担保責任)【代替条項あり】</p>	<p>第11条(責任)</p>
<p>第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。</p>	<p>第23条の2B 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第21条B所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り(以下本条において「瑕疵」という。)について甲から指摘があった場合、甲及び乙は、瑕疵の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すものであると認められた場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すものであると認められなかった場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。なお、乙に係る修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。</p>	<p>(2)第8条において請負型を選択した場合 前条に基づく検収完了後、システム仕様書の論理的誤りが発見された場合、甲および乙は当該システム仕様書の論理的誤りの原因について協議するものとし、その結果当該システム仕様書の論理的誤りが乙の責に帰するものであると判断された場合に限り、乙は無償で当該システム仕様書の論理的誤りを修正するものとします。なお、乙が本号において責任を負う期間は、前条に基づく検収完了日から〇ヶ月とします。</p>
<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	
<p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>3. 外部設計書の瑕疵に関する乙の法律上の責任は、第53条(損害賠償)及び本条に定める範囲に限られるものとする。</p>	
<p></p>	<p>【瑕疵担保責任の代替条項(無過失責任)】 (瑕疵担保責任)</p>	
<p></p>	<p>第23条の2B 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第21条B所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙に係る修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。</p>	
<p></p>	<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	
<p></p>	<p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示、その他甲の責に帰すべき事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	
<p></p>	<p>4. 瑕疵の原因について協議・調査した結果、当該瑕疵が甲の責に帰すべき事由によって生じたとき(前項但書の場合を除く。)には、甲は、協議・調査によって乙に生じた費用(瑕疵の修正が瑕疵の原因の判明の前に行われたときはその修正に要した費用を含む。)を乙に支払うものとする。</p>	
<p></p>	<p>5. 外部設計書の瑕疵に関する乙の法律上の責任は、第53条(損害賠償)及び本条に定める範囲に限られるものとする。</p>	
<p>第3節 ソフトウェア開発業務 【A案 システムテストを準委任型で行う場合】</p>	<p>第3節 ソフトウェア開発業務</p>	<p>第4章構築サービス</p>

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>(ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。</p>	<p>(ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、【選択案1:システムテスト・準委任型】内部設計からシステム結合まで【選択案2:システムテスト・請負型】内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。</p>	<p>第12条(構築サービス)</p> <p>構築サービスは、次条に基づき締結される個別契約に別段の定めのない限り、乙が甲から必要な支援を得て、システム仕様書に基づき対象ソフトウェアを開発することを目的とした請負形態によるサービスとします。</p>
<p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	<p>2. 前項の業務は請負形態で行われるものとする。ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	
<p>【B案 システムテストを請負型で行う場合】</p>		
<p>(ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。</p>		
<p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>		
<p>(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>第13条(構築サービスに係る個別契約の締結)</p> <p>甲が構築サービスを乙に委託する場合、甲および乙は、構築サービスに関する第2条記載の取引条件を協議のうえ決定し、構築サービスに係る個別契約を締結するものとし、これは個別契約の一部とします。</p>
		<p>第14条(システム仕様書)</p> <p>1. 本契約において、甲が要件定義・設計サービスおよび構築サービスをともに乙に委託する場合には、第9条により確定されたシステム仕様書をもって、構築サービスの前提となるシステム仕様書とします。</p> <p>2. 本契約において甲が要件定義・設計サービスを乙に委託しない場合には、甲が自らの責任において用意した仕様書をもって、構築サービスの前提となるシステム仕様書とします。</p>
		<p>第15条(システム仕様書の補正)</p> <p>1. 前条第2項において甲の用意した仕様書をもってシステム仕様書とする場合には、乙は第13条に基づき締結される個別契約において、あらかじめ確認期間等を規定することにより、当該システム仕様書が十分なものであるか否かを所定期間内において確認できるものとし、</p> <p>2. 前項の確認の結果、当該システム仕様書が不十分であることが発見された場合、乙は甲の承諾を得て有償で当該システム仕様書の補正を行うものとし、この場合、システム仕様書の補正につき甲の承諾が得られないときには、乙は本契約および当該個別契約を解除できるものとし、</p> <p>3. 前項に基づく補正の結果、甲または乙が当該個別契約の変更が必要であると判断した場合、システム仕様書の確定後〇日以内に相手方に対しその変更の協議を申し入れることができるものとし、</p>
		<p>第16条(中止権)</p> <p>甲および乙は、前条第3項に基づく協議が申し入れ日から〇日以内に調わない場合には、本契約および当該個別契約を解除できるものとし、この場合でも、乙は、前条第2項に基づく補正に要した費用を甲に請求できるものとし、</p>
<p>(納入物の納入)</p> <p>第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を検収依頼書(兼納品書)とともに納入する。</p>	<p>(納入物の納入)</p> <p>第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を検収依頼書(兼納品書)とともに納入する。</p>	<p>第18条(納入、検収、引渡)</p> <p>1. 乙は、第13条に基づき締結された個別契約に従い、所定の納入物品を作成し、甲に納入します。</p>

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第28条(本件ソフトウェアの検収)の定めに従い検査を行う。	2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第28条(本件ソフトウェアの検収)の定めに従い検査を行う。	
3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、すみやかにこれに応じるものとする。	3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。	
4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。	4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。	3. 第1項に基づき納入された納入物品の所有権および危険負担は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲に移転するものとします。
(検査仕様書の作成及び承認)	(検査仕様書の作成及び承認)	第17条(検査仕様書の作成)
第27条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。	第27条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。	甲および乙は、第13条に基づき締結された個別契約に定める役割分担、作業スケジュールに従い、別途協議のうえ、甲の受入検査の基準となる仕様書、テスト項目、テストデータおよびテスト方法等を定めた検査仕様書を作成するものとします。
2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間(以下「検査仕様書点検期間」という。)内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。	2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間(以下「検査仕様書点検期間」という。)内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。	
3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援(以下「検査仕様書作成支援業務」という。)を乙に委託する必要がある場合、第25条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結することができる。	3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援(以下「検査仕様書作成支援業務」という。)を乙に委託する必要がある場合、第25条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結することができる。	
4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。	4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定(A案)を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。	
(本件ソフトウェアの検収)	(本件ソフトウェアの検収)	第18条(納入、検収、引渡)
第28条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間(以下、「検査期間」という。)内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。	第28条 納入された本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間(以下、「検査期間」という。)内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。	2. 甲は、前項による納入物品の納入後〇日以内に前条により作成された検査仕様書に基づき当該個別契約に定める受入検査を行い、納入物品が検査基準に合致することを確認した場合は、所定の検査合格書に甲における主任担当者が記名押印を行ったうえで、これを乙に交付するものとします。検査合格書が交付されない場合であっても、当該期間内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したものとします。なお、この検査合格をもって、甲の検収は完了したものとします。
2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。	2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。	
3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。	3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。	
4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。	4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。</p>	<p>(瑕疵担保責任)【代替条項あり】</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。))について甲から指摘があった場合、甲及び乙は、瑕疵の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すものであると認められた場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すものであると認められなかった場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。なお、乙に係る修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。</p>	<p>第19条(瑕疵担保責任)</p> <p>前条第2項に基づく検収完了後、納入物品について構築サービスの前提としたシステム仕様書との不一致が発見された場合には、甲および乙は当該不一致の原因についての協議を行うものとし、協議の結果、当該不一致が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は無償で当該納入物品の修正を行うものとする。なお、本条により乙が責任を負う期間は、検収完了日から〇ヶ月とします。</p>
<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	
<p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>3. 納入物の瑕疵に関する乙の法律上の責任は、第53条(損害賠償)及び本条に定める範囲に限られるものとする。</p>	
	<p>【瑕疵担保責任の代替条項(無過失責任)】</p>	
	<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。))が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙に係る修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。</p>	
	<p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p>	
	<p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示、その他甲の責に帰すべき事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	
	<p>4. 瑕疵の原因について協議・調査した結果、当該瑕疵が甲の責に帰すべき事由によって生じたとき(前項但書の場合を除く。))には、甲は、協議・調査によって乙に生じた費用(瑕疵の修正が瑕疵の原因の判明の前に行われたときはその修正に要した費用を含む。)を乙に支払うものとする。</p>	
	<p>5. 納入物の瑕疵に関する乙の法律上の責任は、第53条(損害賠償)及び本条に定める範囲に限られるものとする。</p>	
<p>第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務</p>	<p>第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務</p>	<p>第5章 運用準備・移行サービス</p>
<p>【A案 システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p>	<p>(ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p>	<p>第20条(運用準備・移行サービス)</p>
<p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。)を行う。</p>	<p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う【選択案1:システムテスト・準委任型】システムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。)【選択案2:システムテスト・請負型】導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。)]を行う。</p>	<p>運用準備・移行サービスは、次条に基づき締結される個別契約に別段の定めのない限り、対象ソフトウェアを現実の運用に供する準備のために、甲が主体となって甲の実データを用いて行う運用テストに対し、乙が必要な支援作業を実施すること、および甲が主体となって行う甲のデータ・ソフトウェアの移行・切り替えなどに対し、乙が必要な支援作業を実施することを目的とした委任形態によるサービスとします。</p>
		<p>第23条(責任)</p> <p>運用準備・移行サービスにおける乙の責任は、第21条に基づき締結された個別契約に定める支援作業を甲のために最善の努力をもって実施することに限られるものとする。</p>
<p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>	<p>2. ソフトウェア運用準備・移行支援業務は、乙が、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行う準委任形態のサービスとする。</p>	
<p>【B案 システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p>		

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。)を行う。</p>		
<p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>		
<p>(ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約の締結)</p>	<p>(ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約の締結)</p>	<p>第21条(運用準備・移行サービスに係る個別契約の締結)</p>
<p>第31条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>第31条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>甲が運用準備・移行サービスを乙に委託する場合、甲および乙は、運用準備・移行サービスに関する第2条記載の取引条件を協議のうえ運用準備・移行サービスに係る個別契約を締結するものとします。</p>
<p>(業務の終了・確認)</p>	<p>(業務の終了・確認)</p>	<p>第22条(検収)</p>
<p>第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p>	<p>第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務について個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか早い時点から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p>	<p>乙は、前条に基づき締結された個別契約に定める作業の終了後、すみやかに、当該作業の内容をとりまとめ、所定の実施終了報告書により作業の完了を甲に報告するものとします。甲は当該実施作業終了報告書受領後すみやかに、その内容についての確認を行い、異議がない場合には、当該実施終了報告書に記名押印し、乙に対する検収を完了するものとします。 甲が当該実施終了報告書に記名押印しない場合であっても、当該実施終了報告書受領後〇日以内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって乙に対する検収が完了したものとします。</p>
<p>2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p>	<p>2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間」という。)内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。</p>	
<p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p>	<p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p>	
<p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p>	<p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p>	
<p>5. 個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数(作業量)分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>		
<p>第4章 契約内容等の変更</p>	<p>第4章 契約内容等の変更等</p>	
	<p>第2節 契約内容等の変更</p>	
<p>(本契約及び個別契約内容の変更)</p>	<p>(本契約及び個別契約内容の変更)</p>	
<p>第33条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。</p>	<p>第35条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。</p>	
<p>(システム仕様書等の変更)</p>	<p>(システム仕様書等の変更)</p>	
<p>第34条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第35条により甲に承認された中間資料(以下総称して「仕様書等」という。)の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面(以下「変更提案書」という。)を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p>	<p>第36条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第33条(中間資料のユーザによる承認)により甲に承認された中間資料(以下総称して「仕様書等」という。)の内容についての変更が必要と認める場合(甲が第34条による追完又は修正の請求を行う場合を含む。)、その他本契約又は個別契約の内容の一部について変更を行う場合、その変更の内容、理由等を明記した書面(以下「変更提案書」という。)を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p>	
<p>2. 仕様書等の内容の変更は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>2. 仕様書等の内容の変更は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	
	<p>第1節 中間資料及び未確定事項の取扱い</p>	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
(中間資料のユーザによる承認)	(中間資料のユーザによる承認)	第27条(中間資料等の確認)
第35条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を画面で求めることができる。	第33条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を画面で求めることができる。	甲および乙は、個別契約の履行過程で、以降の作業の仕様とするための中間資料を作成した場合、その他個別契約の履行条件を定めるものとして資料を作成した場合には、これらの資料(以下中間資料等という)につき両者でその確定を行い、それぞれの主任担当者が当該中間資料等に記名押印することをもって、その確定を確認するものとします。
2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内(以下「中間資料の点検期間」という。)に、内容を承認するか点検を行い、その結果を画面に記名押印の上、乙に交付するものとする。	2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内(以下「中間資料の点検期間」という。)に行い、内容を承認するか点検を行い、その結果を画面に記名押印の上、乙に交付するものとする。	
3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第2項所定の点検結果を乙に交付するものとする。	3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に遂行するため、甲は合理的理由のない限り適時に前項所定の点検結果を乙に交付するものとする。	
4. 甲は、中間資料の点検期間内に画面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。	4. 甲は、中間資料の点検期間内に画面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。	
5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。	5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、第36条(システム仕様書等の変更)に定める変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。	
6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。	6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。	
(未確定事項の取扱い)	(未確定事項の取扱い)	
第36条 第17条に基づく要件定義書又は第22条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という。)がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第17条又は第22条に従い確定させることができるものとする。	第34条 乙が本件業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、甲は、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を甲が確認の上、甲乙記名押印した画面を作成することにより、甲は、当該未確定事項の確定後、乙に対して確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、甲は未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を画面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は外部設計書の追完又は修正の業務を速やかに乙に請求するものとする。	
① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙にすみやかに提示する。		
② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後すみやかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。		
2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。	2. 甲による追完又は修正の請求は、第36条(システム仕様書等の変更)に定める変更提案書を乙に交付したうえ、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。	
3. 甲が第1項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの(当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したものとみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第52条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。	3. 第1項において甲乙間で確認した未確定事項が確定予定時期までに確定しないことにより本件業務の継続に支障が生じると乙が判断した場合、乙は本件業務を中断し、個別契約の内容の変更を請求することができる。	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
(変更管理手続)	(変更管理手続)	第28条(仕様書等の変更)
第37条 甲又は乙は、相手方から第34条(システム仕様書等の変更)、第35条(中間資料のユーザによる承認)、第36条(未確定事項の取扱い)に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から〇日以内に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、 当該交付日から〇日以内に 、第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。	第37条 甲又は乙は、相手方から第33条(中間資料のユーザによる承認)、第34条(未確定事項の取扱い)、第36条(システム仕様書等の変更)に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から〇日(以下「協議期間」という。)以内に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、当該協議期間内に第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。	1. 甲または乙は、要件定義・設計サービスにおいて甲が指示する業務要件、構築サービスにおけるシステム仕様書、検査仕様書、および中間資料等(以下仕様書等という)の内容の変更の申し入れを行う場合、両者で協議のうえ定めた書面に変更の内容、理由等を明示して主任担当者の記名押印を行ったうえで、これを相手方に通知することをもってのみ行い得るものとします。
① 変更の名称	① 変更の名称	2. 前項に基づく相手方からの仕様書等の変更の申し入れがあった場合、甲および乙は、当該申し入れがあった日から〇日以内に変更の内容およびその可否につき協議を行うものとします。なお当該協議期間内に協議が調わない場合、乙は当該申し入れ前の契約条件に従って、作業を実施することができるものとします。
② 提案の責任者	② 提案の責任者	
③ 提案年月日	③ 年月日	
④ 変更の理由	④ 変更の理由	
⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項	⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項	
⑥ 変更のために費用を要する場合はその額	⑥ 変更のために費用を要する場合はその額	
⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール	⑦ 検討期間を含めた変更作業のスケジュール	
⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件(作業期間又は納期、委託料、契約条項等)に与える影響	⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件(作業期間又は納期、委託料、契約条項等)に与える影響	
2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。)を承認の上、記名押印するものとする。	2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。)を承認の上、記名押印するものとする。	
3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に基づき変更契約を締結するものとし、 当該締結をもって変更が確定するものとする。	3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。	3.前項に基づく協議の結果、変更の内容が、本契約および個別契約に定める金額、納期およびその他の契約条件に影響を及ぼすものと両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結して契約内容を変更することをもってのみ、仕様書等の変更を行うことができるものとします。なお、変更の内容が、本契約および個別契約に定める金額、納期およびその他の契約条件に影響を及ぼすものではないと両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結することなく、仕様書等の変更を行うことができるものとします。 4.前項に基づき仕様書等の変更を行う場合には、甲および乙は当該仕様書等を変更した資料(以下変更仕様書等という)を作成するものとします。ただし甲および乙が協議のうえ、その変更が軽微なものであると判断した場合には、変更の内容、理由等を明示した書面をもって変更仕様書等の作成に換えることができるものとします。 5. 甲および乙の主任担当者が前項に基づく変更仕様書等または当該書面に代わる書面に記名押印を行うことをもって、仕様の変更内容が確定するものとします。
4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。	4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。	
	5. 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し通知して前各項の手続によらずに個別契約に定める作業期間又は納入物の納期を変更できるものとする。この場合、変更後の作業期間又は納入物の納期については、第35条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続により定めるものとする。	
	① 甲から乙に提供される本件業務遂行に必要な資料等について、提供の懈怠、遅延、誤りのため本件業務の進捗に支障が生じたとき	
	② 個別契約で定めた作業内容、納入物等本件業務の内容に変更があり作業期間又は納期に影響を及ぼすとき	
	③ 甲が個別契約所定の役割分担の実施を遅延するとき	
	④ 第34条第1項において甲乙間で確認した未確定事項が確定予定時期までに確定しないことにより本件業務の継続に支障が生じたとき	
	⑤ その他乙の責に帰すことのできない事由により個別契約に定める作業期間中に本件業務を終了すること又は個別契約に定める納期までに納入物を納入することが困難になったとき	
(変更の協議不調に伴う契約終了)	(変更の協議不調等に伴う契約終了)	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
第38条 前条第1項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、個別業務の未了部分について、本契約又は当該個別契約を解約することができる。	第38条 前条第1項の協議期間内に協議が調わないとき、又は第34条第3項による契約の変更若しくは第37条第5項による納期等の変更に甲が同意しないときは、甲及び乙は、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。	
2. 前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。	2. 甲は、前項により個別業務の未了部分が解約された場合、解約まで乙が遂行した個別業務についての委託料及び解約により乙が出捐すべきこととなる費用(人的資源、物的資源確保に要した費用を含む)を支払うものとする。	
第5章 資料及び情報の取扱い	第5章 資料及び情報の取扱い	
(資料等の提供及び返還)	(資料等の提供及び返還)	第25条(甲の一般義務)
第39条 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。	第39条 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。	1. 甲は、個別契約で特に定める場合のほか、乙が対象ソフトウェア開発を実施するうえで必要となる技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとします。
2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。	2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。	
3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。	3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。	2. 乙が対象ソフトウェア開発を甲の事務所等で実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所を無償で乙に貸与するものとします。 3. 前項に基づき、乙が甲から借り受けた作業実施場所、開発設備、開発環境を利用することに伴い発生する光熱費は、甲の負担とします。
4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。	4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。	第24条(乙の一般義務) 3. 乙は、本契約および個別契約に基づき甲から借り受けた技術資料、業務資料等を、当該資料の利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示に従った処置を行うものとします。
5. 甲から提供を受けた資料等(次条第2項による複製物及び改変物を含む。)が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。	5. 甲から提供を受けた資料等(次条第2項による複製物及び改変物を含む。)が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った措置を講ずるものとする。	
6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他措置等について、それぞれ第10条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。	6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他措置等について、それぞれ第10条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。	
(資料等の管理)	(資料等の管理)	第24条(乙の一般義務)
第40条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。	第40条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。	2. 乙は、対象ソフトウェア開発の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを利用するものとします。
2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。	2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。	
(秘密情報の取扱い)	(秘密情報の取扱い)	第7章 一般条項
第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含み、以下同様とする。)により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報(以下あわせて「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで開示することができるものとする。	第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。	第30条(秘密保持義務) 甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約および個別契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も〇年間は第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。なお、甲および乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報	① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報	(2)甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報	② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報	(3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報	③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報	(4)相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報	④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報	(1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
	2. 甲及び乙は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができる。なお、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。	
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。	3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。	
3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。	4. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。	
4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある 各自 の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。 また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。	5. 甲及び乙は、秘密情報を本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある 各自 の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。 また、乙は、第7条(再委託)に基づく再委託先に対して本契約及び個別契約に基づき乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すことで、当該再委託先に秘密情報を開示できるものとする。	
5. 秘密情報の提供及び返却等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。	6. 秘密情報の提供及び返却等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。	
6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。	7. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。	
7. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。	8. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。	
(個人情報)	(個人情報)	
	【A案 別途個別契約を締結する場合】	
	第42条A 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報の取扱いに関しては、別途「個人情報の取扱いに関する契約」を締結し、その定めに従うものとする。	
	【B案 その他】	
第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ(法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報(以下あわせて「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供しよう努めるものとする。	第42条B 乙は、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ(法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報(以下あわせて「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供しよう努めるものとする。	
2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。	2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。	
3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。	3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。	
4. 個人情報の提供及び返却等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。	4. 個人情報の提供及び返還等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。	
5. 前第1項の定めにかかわらず、乙は、第7条第1項に従い再委託する第三者に対して、第7条第3項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。	5. 乙は、第7条(再委託)に基づく再委託先に対して甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所等を書面により事前に甲に通知するものとし、また、乙の責任において、再委託先に対して本契約及び個別契約に基づき乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。	
第6章 権利帰属	第6章 権利帰属	
(納入物の所有権)	(納入物の所有権)	
第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。	第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に係る委託料が完済された時期をもって、乙から甲へ移転する。	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
(納入物の特許権等)	(納入物の特許権等)	第29条(知的財産権)
<p>第44条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。</p>	<p>第44条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。</p>	<p>1. 対象ソフトウェア開発の過程で生じた特許権、実用新案権(特許、実用新案を受け権利を含み、以下特許権等という)の帰属については、以下のとおりとします。 (1)甲が単独で行った発明、考案(以下発明等という)から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとします。 (2)乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとします。 (3)甲および乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とします。この場合甲および乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なしに自ら実施し、または第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。</p>
<p>2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。</p>	<p>2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。</p>	
<p>3. 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア(以下「特定ソフトウェア」という。)が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。</p>	<p>3. 乙は、第1項に基づき特許権等を有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア(以下「特定ソフトウェア」という。)が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。係る許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。</p>	<p>2. 乙が従前より保有する特許権等を対象ソフトウェアに適用した場合、および前項第(2)号により乙に帰属する特許権等が生じ、これが対象ソフトウェアに適用されている場合には、乙は甲 に対し、当該特許権等について、甲が自ら対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、無償の通常実施権を実施許諾するものとします。</p>
<p>4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践するものとする。</p>	<p>4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践するものとする。</p>	
		<p>3. 対象ソフトウェア開発により乙から甲に納入された納入物品(以下成果物という)に関する著作権の帰属については、個別契約において別段の定めのない限り、以下のとおりとします。 (次のいずれかのパターンを選択するものとします)</p>
(納入物の著作権)	(納入物の著作権)	(パターン①)
<p>第45条 納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。</p>	<p>第45条 納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。</p>	<p>(1)新規に作成された成果物 成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ)を無償で許諾するものとします。 (2)甲または乙が従前から有していた成果物 甲または乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとします。</p>
<p>2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。</p>	<p>2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、係る利用について著作者人格権を行使しないものとする。</p>	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
		<p>(パターン②) (1)新規に作成された成果物 成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡(著作権法第27条および第28条の権利の譲渡も含み、以下同じ)することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該成果物につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ)を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。なお、甲および乙は、当該成果物につき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。 (2)甲または乙が従前から有していた成果物 甲または乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとします。</p>
		<p>(パターン③) (1)プログラム 成果物のうち新規に作成されたプログラムの著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙から甲に譲渡(著作権法第27条および第28条の権利の譲渡も含み、以下同じ)するものとします。 (2)プログラム構成部品 ①成果物のうち新規に作成されたプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等(以下、プログラム構成部品という)で、甲または乙が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製、翻案等の著作物を利用する行為をいい、以下同じ)を無償で許諾するものとします。 ②成果物のうち新規に作成されたプログラムのプログラム構成部品で、新規に作成されたプログラム構成部品の著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該プログラム構成部品につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。なお、甲および乙は、当該プログラム構成部品につき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。 (3)ドキュメント 成果物のうち新規に作成されたドキュメントの著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該ドキュメントにつき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。なお、甲および乙は、当該ドキュメントにつき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。</p>
		<p>4. 乙は、前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとします。</p>
		<p>5. 甲および乙は、第3項に基づき第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、第30条の秘密保持義務を負うものとします。</p>
		<p>6. 甲および乙は、本契約に基づき開発されたアイディア、ノウハウ、コンセプト等につき、それぞれ第30条に基づく秘密保持義務の負担および対価の支払をすることなく自由に使用できるものとします。</p>

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
(乙による納入物の再利用)	(乙による納入物の再利用)	
第46条 乙は、第41条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。	第46条 乙は、第41条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、乙が著作権を有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。	
2. 前項による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。	2. 前条による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。	
第7章 保証及び責任	第7章 保証及び責任	
【A案】 (知的財産権侵害の責任)	(知的財産権侵害の責任)【代替条項あり】	
第47条 甲が納入物に関し第三者から、 日本国内における 著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第53条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた 損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべき事由による場合 (甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSIに起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。	第47条 甲が納入物に関し第三者から著作権、日本国における特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、乙は係る申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び甲に生じた損害を第53条(損害賠償)の規定により負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。	
① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること	① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること	
② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること	② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること	
③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること	③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること	
2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。	2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。	
3. 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第53条(損害賠償)の規定によるものとする。	3. 納入物における第三者の知的財産権に関する乙の法律上の責任は、第53条(損害賠償)及び本条に定めた範囲のものに限られるものとする。	
【B案】 (知的財産権侵害の責任)	【知的財産権侵害の責任の代替条項(賠償限度額なし)】 (知的財産権侵害の責任)	
第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の 日本国内における 著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)を侵害したとき、乙は第53条(損害賠償)所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害(侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。但し、知的財産権の侵害が 乙の責に帰すべき事由による場合 (甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSIに起因する場合を含む。)はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。	第47条 甲が納入物に関し第三者からの著作権、日本国における特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第53条(損害賠償)の規定にかかわらず乙は係る申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の責に帰すべき事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSIに起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。	
2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、すみやかに書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。	① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること	
	② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること	
	③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること	
	2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
	3. 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第53条(損害賠償)の規定によるものとする。	
(第三者ソフトウェアの利用)	(第三者ソフトウェアの利用)	
第48条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第37条(変更管理手続)によるものとする。	第48条 乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアが必要となる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。	
2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。		
3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。	2. 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。	
(FOSSの利用)	(FOSSの利用)	
第49条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、FOSSを利用しようとするときは、第37条(変更管理手続)によるものとする。なお、乙が第37条に従いFOSSの利用を提案する場合、第37条第1項各号の事項に加え、当該FOSSの利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴などFOSSの性格に関する情報、当該FOSSの機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供しよう努めるものとする。	第49条 本件ソフトウェアを構成する一部としてFOSSが必要となる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と第三者との間でFOSSの保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。	
2. 前項に基づきFOSSを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間でFOSSの保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。		
3. 乙は、FOSSに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。	2. 乙は、前項所定のFOSSの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。	
(セキュリティ)	(セキュリティ)	
第50条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。	第50条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途甲乙双方の責任者が記名押印した書面により定めるものとする。	
第8章 一般条項	第8章 一般条項	
(権利義務譲渡の禁止)	(権利義務譲渡の禁止)	
第51条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。	第51条 甲及び乙は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。	
(解除)	(解除)	第32条(契約の解除)
第52条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。	第52条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。	1. 甲または乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方はなんらの通知、催告を要せずただちに本契約および未だ履行の完了していない個別契約の全部または一部を解除できるものとします。
	① 重大な過失又は背信行為があった場合	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合	② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合	(2)差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき (3)破産、会社整理開始、会社更生手続き開始または和議の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合	③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合【代替条項あり】	(1)手形または小切手が不渡りとなったとき
③ 公租公課の滞納処分を受けた場合	④ 公租公課の滞納処分を受けた場合	
④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合	⑤ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合	(4)解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
<i>⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき</i>		
<i>⑥ 解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき</i>		
2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。	2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。	(5)本契約または個別契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。	3. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。	2. 甲または乙は、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
	【解除の代替条項】第1項第3号のみ	
	③ 手形又は小切手が不渡りとなった場合	
(損害賠償)	(損害賠償)【代替条項あり】	第33条(損害賠償)
第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合 <i>又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合</i> 、相手方に対して、 損害賠償 を請求することができる。但し、この <i>瑕疵に関する損害賠償</i> 請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める 納入物の検収完了日から〇ヶ月間 が経過した後は行うことができない。	第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、 現実に被った通常かつ直接の損害 に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、 納入物の瑕疵による損害 については、甲は、当該瑕疵が乙の責めに帰すべき事由により修正されず、かつ、 瑕疵の修正に代わる合理的な代替措置の提供がなされなかったことにより損害を被った場合 に限り、乙に対してこれを請求することができる。	1. 甲および乙は、本契約または個別契約に基づく債務を履行しないこともしくは前条第1項 第1号から4号までのいずれかにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約または個別契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、 帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。	2. 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める 納入物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間 が経過した後は行うことができない。	2. 乙の責に帰すべき事由による、第11条第2号のシステム仕様書の論理的誤りあるいは第19条の納入物品と構築サービスの前提としたシステム仕様書との不一致に起因して甲に損害を与えた場合には、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、乙は損害発生の原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、乙は、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。本項により乙が責任を負う期間は、検収完了日から〇ヶ月とします。
	3. 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、 甲又は乙の責に帰すべき事由の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度とする。	
	【損害賠償の代替条項(瑕疵の特例なし)】	
(損害賠償)	(損害賠償)	
第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、 現実に被った通常かつ直接の損害 に限り、第2項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める 納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間 が経過した後は行うことができない。	第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、 現実に被った通常かつ直接の損害 に限り、第2項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める 納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間 が経過した後は行うことができない。	
2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、 甲又は乙の責に帰すべき事由の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度とする。	2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、 甲又は乙の責に帰すべき事由の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度とする。	
(不可抗力)	(不可抗力)	

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
	<p>第53条の2 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他乙の責に帰することができない事由による本契約又は個別契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとする。</p>	
		<p>第31条(支払遅延) 甲が、本契約および個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利〇%の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>(輸出関連法令の遵守)</p>	<p>(輸出関連法令の遵守)</p>	<p>第34条(輸出管理)</p>
<p>第54条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。</p>	<p>第54条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。</p>	<p>甲は、本契約および個別契約に基づき納入された納入物品を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易管理法等、技術輸出に関する関連法規を遵守するものとします。なお、甲は、米国輸出管理法等、外国の輸出関連法規が適用される場合にはそれらの法規も遵守するものとします。</p>
<p>(和解による紛争解決)</p>	<p>(和解による紛争解決)</p>	
<p>第55条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第56条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第12条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。</p>	<p>第55条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第56条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第12条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。</p>	
<p>2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第56条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから〇日以内に(都市名)において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。</p>	<p>2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第56条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから〇日以内に(都市名)において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。</p>	
<p>(3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第2条第3号に定める認証紛争解決手続であって(都市名)において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。)</p>	<p>3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、第56条所定の紛争解決手続をとることができる。 【代替条項あり】</p>	
<p>4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第56条所定の紛争解決手続をとることができる。</p>		
	<p>【和解による紛争解決の代替条項(認証紛争解決事業者の選択あり)】 (和解による紛争解決)</p>	
	<p>第55条 …第1項・第2項は本文のとおり…</p>	
	<p>3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第2条第3項に定める認証紛争解決手続であって(都市名)において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。)</p>	
	<p>4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第56条所定の紛争解決手続をとることができる。</p>	
<p>【A案】</p>		
<p>(仲 裁)</p>	<p>(仲 裁)</p>	
<p>第56条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により最終的に解決されるものとする。</p>	<p>第56条A 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により最終的に解決されるものとする。</p>	
<p>【B案】</p>		

2008年JEITA ソフトウェア開発基本契約書	平成20年JISA ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成20年5月版)	1994年JEIDA ソフトウェア開発基本契約書
<p>(合意管轄)</p> <p>第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第56条B 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>第35条(管轄裁判所)</p> <p>本契約および個別契約に関する訴訟については、〇〇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とします。</p>
<p>(協議)</p> <p>第57条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第57条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。</p>	<p>第36条(協議)</p> <p>本契約および個別契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。</p>
<p>以上</p>	<p>以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有 年 月 日 甲： 乙：</p>	